

組織規程

| | |
|------|-----------|
| 制定日 | 1992年4月1日 |
| 施行日 | 1992年4月1日 |
| 改定日 | 2024年7月1日 |
| 決裁機関 | 理事会 |
| 管理番号 | K004 |
| 版 | 第14版 |

一般財団法人 南西地域産業活性化センター

履 歴

| 制定年月日 | 版 | 名 称 |
|-------------|---|------|
| 1992年 4月 1日 | 1 | 組織規程 |

| 年月日 | 版 | 変更箇所・内容・理由等 | 備考欄 |
|---------------|----|---|--------------|
| 1994年 4月 17日 | 2 | | |
| 1995年 4月 17日 | 3 | | |
| 1999年 4月 1日 | 4 | | |
| 2001年 1月 29日 | 5 | | |
| 2001年 4月 1日 | 6 | | |
| 2002年 4月 1日 | 7 | | |
| 2002年 11月 1日 | 8 | | |
| 2004年 4月 1日 | 9 | | |
| 2008年 4月 1日 | 10 | | |
| 2011年 4月 1日 | 11 | | |
| 2012年 4月 1日 | 12 | | |
| 2021年 10月 29日 | 13 | | |
| 2024年 7月 1日 | 14 | 第4条 職員の職務、第5条 職員の任免及び職務の師弟、 第6条 事務の決裁、第7条 代理決裁を追加 理由：職員の職務などの基本的な事項の記載がないため追加 | 文書管理要領の様式に変更 |
| 年 月 日 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 年 月 日 | | | |

目 次

| | | |
|---|--------------|-------|
| 1 | 目 的 | 第 1 条 |
| 2 | 事務所の設置 | 第 2 条 |
| 3 | 組 織 | 第 3 条 |
| 4 | 職員の職務 | 第 4 条 |
| 5 | 職員の任免及び職務の指定 | 第 5 条 |
| 6 | 事務の決裁 | 第 6 条 |
| 7 | 代理決裁 | 第 7 条 |

組 織 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人南西地域産業活性化センターの業務を効率的に運営するため、事務局の組織および組織の運用、管理についてその基本事項を定める。

(事務所の設置)

第 2 条 事務所は下記のとおり設置する。
主たる事務所
沖縄県那覇市

(組 織)

第 3 条 組織は別図のとおりとし、必要に応じて上席研究員を置くことができる。

2 事務局に総務部、企画研究部、調査第 1 部、調査第 2 部を置き、必要に応じて研究員及び事務員を置く事ができる。

(職員の職務)

第 4 条 本財団の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 上席研究員は、専務理事の命を受けて、自主研究事業や受託事業等に従事する。
- (2) 事務局長は、専務理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (3) 部長は、事務局長の命を受けて、それぞれ担当する部の事務を統括する。
- (4) 各部の職員は、部長の命を受けて、各部の業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第 5 条 職員の任免は、会長が行う。

2 職員の職務は、会長が指定する。

(事務の決裁)

第 6 条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、第 8 条の職務権限に規定する決裁権者（以下「決裁権者」という。）の決裁を受けて実施する。

(代理決裁)

第 7 条 決裁権者が出張等で不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項において、専務理事については事務局長を代理決裁者とする。

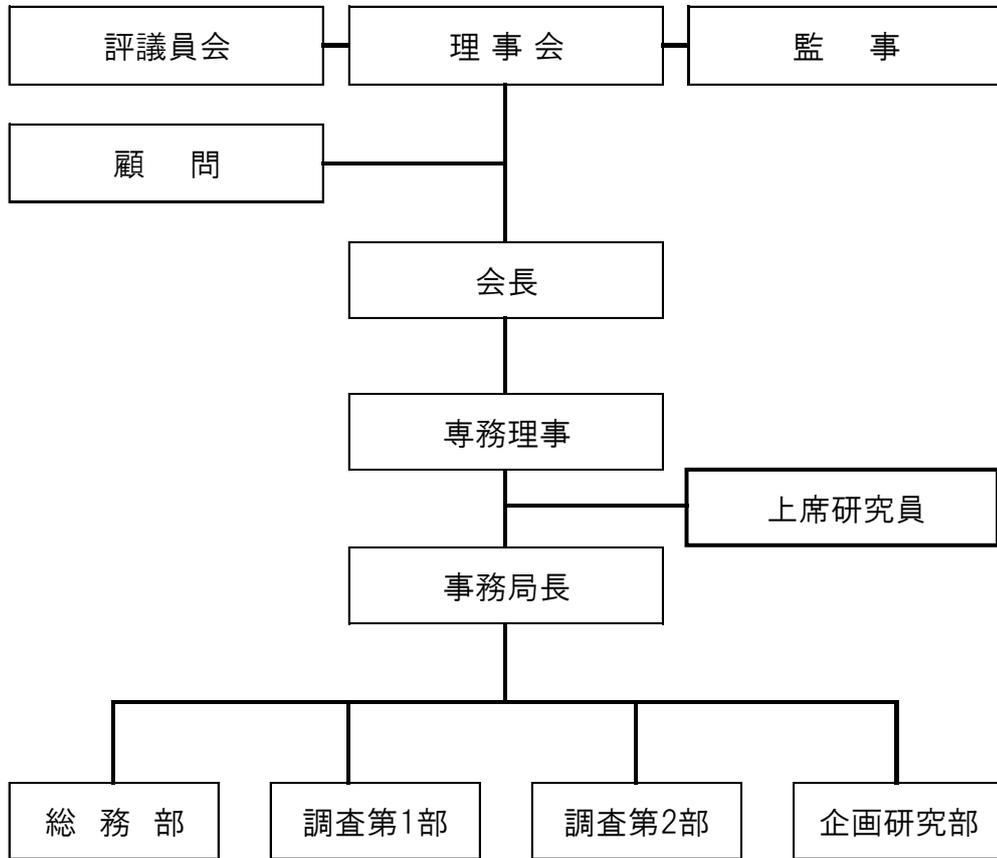
(職務権限および業務分掌)

第8条 各職位の職務権限および業務分掌は別表1及び別表2のとおりとする。

附 則

この規程は、平成4年12月1日から施行する。
この規程は、平成6年4月17日から施行する。
この規程は、平成7年4月17日から施行する。
この規程は、平成11年4月1日から施行する。
この規程は、平成13年1月29日から施行する。
この規程は、平成13年4月1日から施行する。
この規程は、平成14年4月1日から施行する。
この規程は、平成14年11月1日から施行する。
この規程は、平成16年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年10月29日から施行する。
この規程は、令和6年7月1日から施行する。

組 織 図



別表 1

職務権限表

(本機関事務局)

| 項目 | 職位者 | 部長 | 事務局長 | 上席研究員 | 専務理事 | 備考 |
|------------------|-----|----|------|-------|------|----------------------------------|
| 事業・行事の決定 | | — | — | — | ○ | 特に重要なものは会長の承認を求める。ただし、自主研究事業は除く。 |
| 事業の実施 | | ○ | — | ○ | — | |
| 会議・委員会等開催 | | | | | | |
| 事業関連 | | ○ | — | — | — | |
| その他 | | — | ○ | — | — | |
| 国内出張命令 | | — | ○ | — | — | |
| 国外出張命令 | | — | — | — | ○ | |
| 時間外勤務及び休日出勤 | | | | | | |
| 総括管理 | | — | — | — | ○ | |
| 日常的实施指示 | | ○ | — | — | — | |
| 契約に関するもの (物品は除く) | | — | — | — | ○ | |
| 物品の購入 (図書・資料を除く) | | | | | | |
| 一件3万円未満 | | ○ | — | — | — | |
| 一件3万円以上 | | — | ○ | — | — | |
| 一件10万円以上 | | — | — | — | ○ | |
| 経常的経費の支出 | | | | | | |
| 一件3万円未満 | | ○ | — | — | — | |
| 一件3万円以上 | | — | ○ | — | — | |
| 図書・資料の購入 | | | | | | |
| 一件1万円未満 | | ○ | — | — | — | |
| 一件1万円以上 | | — | ○ | — | — | |
| 公印管理 | | — | ○ | — | — | |
| 自主研究事業の決定 | | — | — | — | ○ | |
| 自主研究事業の実施 | | ○ | — | ○ | — | |

別表 2

業 務 分 掌

(上席研究員)

産業界及び国、県等に対して政策提言でき得るような自主研究事業や受託事業等に関すること。

(事務局)

| 担 当 部 | 業 務 分 掌 |
|-------|---|
| 総 務 部 | (1) 理事会・評議員会・賛助会員およびその他会議運営に関すること。 (2) 事業計画、収支予算の総括に関すること。 (3) 人事・給与および福利厚生に関すること。 (4) 資産および資金運用の総括に関すること。 (5) 会計および経理事務に関すること。 (6) その他、他部に属さない事項に関すること。 |
| 調査第1部 | (1) 技術開発・振興に関する補助事業、受託事業に関する調査事業。 (2) その他企画研究部及び調査第2部の分掌を除く自主事業に関すること。 |
| 調査第2部 | (1) 調査第1部の分掌を除く補助事業及び受託事業に関する調査事業。 (2) その他企画研究部の分掌を除く自主事業に関すること。 |
| 企画研究部 | (1) 上席研究員の指示に基づく研究事業。 (2) プロジェクトの企画・発掘に関すること。 (3) プロジェクトのコンサルティング等に関すること。 (4) 産業活性化に関する情報収集、産官学の交流等に関すること。 |